

令和6年度 鶴岡市住宅改修・福祉用具選定等に係る  
リハビリテーション等専門職同行訪問による相談支援事業(フロー図)

①ケアマネジメント担当者が、リハビリテーション等専門職同行訪問による相談支援を希望



②同行訪問による相談支援の希望日時の1週間前まで、下記書類を長寿介護課に提出

- ・相談支援申込書(様式1)
- ・住宅改修が必要な理由書(ある場合)
- ・利用者の環境等情報

改修を検討する個所の現場写真

住宅見取り図(簡単なものでよい)に、本人が移動する経路を記載したもの。

まずは電話でご相談ください。

35-1289 内線 532



**【申請】**

鶴岡市長寿介護課



**【調整】**

③依頼に基づき、協力可能な専門職と訪問日時を調整し、  
担当の介護支援専門員に連絡  
協力可能な専門職へ依頼文書を送付

介護支援専門員等



**【連絡】**

④住宅改修等申請者に訪問日時を連絡

介護支援専門員等 ・ リハビリテーション等専門職 ・ 介護保険適正推進員



**【訪問】**

⑤住宅改修等申請者宅訪問

介護支援専門員等 ・ リハビリテーション等専門職

**【報告】**

⑥実施報告書(様式2)提出(1週間以内)